社労士トレイン

＜2020 年 合格目標＞

社会保険労務士試験対策

雇用保険法

全問題と解答解説

© Good Job & Career（清新社会保険労務士事務所）

社会保険労務士試験　対策アプリ

App Store にて　**好評提供中！**

社労士トレイン

＜主な特徴＞

- 平成元年以降に出題された過去約３０年分の過去問を徹底的に分析し、最新の出題傾向に合わせた予想問題を出題
- 条文順に問題を解くパネル式と、ランダムに問題を解くシャッフル式の二種類の出題形式を選択可能
- 科目ごとに正解数や正答率が一覧表示されるため、現在の知識レベルや苦手科目の確認が容易
- 問題文を１２０文字以内に制限しているため、出題の意図や要点の把握がし易く、テンポよく解答が可能
- 挑戦数や正解数に応じて社会保険労務士会員徽章を模した「SR バッジ」が表示され、モチベーションのアップを後押し

■雇用保険法

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
1	雇用保険は、政府が管掌することとされているが、能力開発事業における職業訓練を行う事業主等に対する助成の事業の実施に関する事務については、都道府県知事が行うこととすることができるとされている。	○	適切である。 （令１条１項）	２条
2	株式会社の取締役は、原則として、雇用保険の被保険者とならないが、同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者は、報酬支払等の面からみて労働者的性格の強い者であって、雇用関係があると認められるものに限り被保険者となる。	○	適切である。 （行政手引 20351）	４条１項
3	同時に二以上の事業主の適用事業に雇用される者は、適用除外に該当する場合を除き、原則として、それぞれの適用事業において、雇用保険の被保険者となる。	×	「その者が生計を維持するに必要な主たる賃金を受ける雇用関係についてのみ」被保険者となる。 （行政手引 20352）	４条１項
4	適用事業に雇用される労働者が、事業主の命により、海外に出張して就労する場合には、雇用保険の被保険者となるが、海外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した場合には、被保険者とならない。	×	海外にある適用事業主の支店、出張所等に転勤した場合であっても、被保険者となる。 （行政手引 20352）	４条１項

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
5	日本国の領域外にある適用事業主の支店、出張所等に、現地で採用された者は、日本国籍を有する者に限り、雇用保険の被保険者となることができる。	×	国籍のいかんにかかわらず、被保険者とならない。 （行政手引 20352）	4 条 1 項
6	雇用保険法に定める賃金の範囲には、食事、被服及び住居の利益等、通貨以外のもので支払われるものも含まれる。	○	適切である。 （則 2 条 1 項）	4 条 4 項
7	常時１０人未満の労働者を雇用する農林の事業、畜産、養蚕又は水産の事業（船員が雇用される事業を除く。）については、国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業及び法人である事業主の事業を除き、当分の間、任意適用事業とされている。	×	常時１０人未満ではなく、常時「5 人未満」である。 （附則 2 条 1 項、令附則 2 条）	5 条 1 項
8	学校教育法に規定する学校、専修学校又は同法に規定する各種学校の学生又は生徒は、原則として、雇用保険の被保険者とならないが、「休学中の者」や「定時制の課程に在学する者」は除かれている。	○	適切である。その他、「卒業を予定している者であって、適用事業に雇用され、卒業した後も引き続き当該事業に雇用されることになっているもの」及び「これらに準ずる者として職業安定局長が定めるもの」も除かれている。 （則 3 条の 2）	6 条 4 号

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
9	国、都道府県、市町村その他これらに準ずるものの事業に雇用される者は、雇用保険の被保険者にならない。	×	国、都道府県、市町村等に雇用される者のうち、離職した場合に、他の法令、条例等に基づいて支給を受けるべき諸給与の内容が、求職者給付及び就職促進給付の内容を超えると認められる者であって、厚生労働省令で定めるものは、雇用保険の被保険者にならない。	6条6号
10	事業主は、雇用保険被保険者資格喪失届を提出する際に、当該被保険者が雇用保険被保険者離職票の交付を希望しないときは、雇用保険被保険者離職証明書を添えないことができるが、離職の日において、６０歳以上である被保険者については、この限りでない。	×	６０歳以上ではなく、「５９歳以上」である。 （則7条3項）	7条
11	事業主は、その雇用する被保険者を他の事業所に転勤させたときは、当該事実のあった日の翌日から起算して１０日以内に、雇用保険被保険者転勤届を転勤前の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならない。	×	事業主は、雇用保険被保険者転勤届を「転勤後」の事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならない。 （則13条1項）	7条
12	事業主は、その氏名若しくは住所又は事業所の名称及び所在地若しくは事業の種類に変更があったときは、その変更があった日の翌日から起算して１０日以内に、その事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に届書を提出しなければならない。	○	適切である。 （則142条）	7条

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
13	事業主は、雇用保険に関する書類をその完結の日から３年間（被保険者に関する書類にあっては、５年間）保管しなければならない。	×	事業主は、雇用保険に関する書類をその完結の日から「２年間」（被保険者に関する書類にあっては、「４年間」）保管しなければならない。	７条
14	被保険者又は被保険者であった者は、いつでも、被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認を請求することができるが、日雇労働者被保険者に関しては、当該規定は適用されない。	○	適切である。 （法 43 条 4 項）	８条
15	公共職業安定所長は、雇用保険の被保険者となったことの確認をしたときは、その確認に係る者に雇用保険被保険者証を交付しなければならない。	○	適切である。 （則 10 条）	８条
16	失業等給付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供することはできないが、差し押えることは可能である。	×	差し押さえることもできない。	11 条
17	租税その他の公課は、失業等給付として支給を受けた金銭を標準として課することができない。	○	適切である。	12 条
18	離職の日以前２年間（特定理由離職者等については、１年間）に、疾病、負傷、出産等により、引き続き１４日以上賃金の支払を受けることができなかったときは、当該理由により賃金の支払を受けることができなかった日数を加算した期間が算定対象期間とされる。	×	１４日以上ではなく、「３０日以上」である。	13条1項

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
19	失業の認定は、原則として、1月に1回、直前の月に属する各日（既に失業の認定の対象となった日を除く。）について行うものとされている。	×	失業の認定は、原則として、「受給資格者が離職後最初に出頭した日から起算して4週間に１回ずつ直前の２８日の各日について行う」とされている。本問は、公共職業訓練等を受ける場合における失業の認定日の特例である。（則24条1項）	15条3項
20	受給資格者が、疾病又は負傷のために公共職業安定所に出頭することができなかった場合において、その期間が継続して３０日未満であるときは、公共職業安定所に出頭できなかった理由を記載した証明書を提出することによって、失業の認定を受けることができる。	×	３０日未満ではなく、「１５日未満」である。	15条4項1号
21	賃金日額を計算する際に用いられる賃金の総額には、臨時に支払われる賃金及び3ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金は含まれない。	○	適切である。	17条1項
22	基本手当の受給期間内に、妊娠、出産、育児その他厚生労働省令で定める理由により引き続き３０日以上職業に就くことができない者が、公共職業安定所長にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数が3年を限度として加算される。	×	3年ではなく、「4年」である。	20条1項

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
23	算定基礎期間が１年以上である就職困難者に該当する受給資格者について、当該受給資格者の年齢が、離職の日において４５歳以上６５歳未満である場合には、離職日の翌日から起算して１年に６０日を加えた期間が基本手当の受給期間とされる。	○	適切である。	20条1項2号
24	受給資格者が基本手当の受給期間内に再就職し、再び離職した場合において、新たに受給資格を取得したときは、その取得した日以後、前の受給資格に基づく基本手当は支給されない。	○	適切である。	20条3項
25	基本手当は、受給資格者が、離職後最初に公共職業安定所に求職の申込みをした日以後において、失業している日が通算して７日に満たない間は支給されないが、この期間には、疾病又は負傷のため職業に就くことができない日も含まれる。	○	適切である。	21条
26	算定基礎期間が１０年未満である特定受給資格者以外の受給資格者の基本手当の所定給付日数は、就職困難者に該当する場合を除き、年齢に関わらず、１２０日である。	×	１２０日ではなく、「９０日」である。	22条1項3号
27	算定基礎期間が２０年以上である特定受給資格者の基本手当の所定給付日数は、当該特定受給資格者の年齢が４５歳以上６０歳未満である場合には、２７０日である。	×	２７０日ではなく、「３３０日」である。	23条1項2号

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
28	労働契約の締結に際し明示された労働条件が事実と著しく相違したことにより離職した者は、特定受給資格者に該当する。	○	適切である。 （則 36 条 2 号）	23 条 2 項 2 号
29	期間の定めのある労働契約の更新により３年以上引き続き雇用されるに至った場合において、当該労働契約が更新されないこととなったとしても、当該受給資格者が特定受給資格者に該当することはない。	×	本問の場合には、特定受給資格者に該当する。 （則 36 条 7 号）	23 条 2 項 2 号
30	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等（その期間が２年を超えるものを除く。）を受ける場合には、当該公共職業訓練を受ける期間内の失業している日について、所定給付日数を超えて、その者に基本手当を支給することができる。	○	適切である。 （令 4 条 1 項）	24 条 1 項
31	受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるために待期している期間については、基本手当は支給されない。	×	９０日を限度して、基本手当を支給することができる。 （令 4 条 2 項）	24 条 1 項
32	厚生労働大臣は、９０日を限度として、全国延長給付を行う措置を決定することができるとされているが、受給資格者の受給期間が９０日に満たない場合には、当該受給期間が限度とされる。	×	受給期間も９０日を限度に延長される。	27 条

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
33	個別延長給付又は地域延長給付を受けている受給資格者については、当該個別延長給付又は地域延長給付が終わった後でなければ、広域延長給付、全国延長給付、訓練延長給付は行われない。	○	適切である。	28 条
34	受給資格者が、公共職業安定所の紹介する職業に就くこと又は公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けることを拒んだときは、原則として、その拒んだ日から起算して３ヵ月間は基本手当は支給されない。	×	３ヵ月間ではなく、「１ヵ月間」である。	32 条 1 項
35	被保険者が自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇され、又は正当な理由がなく自己の都合によって退職した場合には、求職の申込みをした日の翌日から起算して１ヵ月以上３ヵ月以内の間で公共職業安定所長の定める期間は、基本手当が支給されない。	×	求職の申込みをした日の翌日からではなく、「待期期間の満了後」である。なお、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける期間及び当該公共職業訓練等を受け終わった日後の期間については、この限りでない、とされている。	33 条 1 項
36	受講手当は、受給資格者が公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けた日であって、基本手当の支給の対象となる日について、３０日分を限度として支給される。	×	受講手当は、３０日分ではなく、「４０日分」を限度として支給される。 （則 57 条）	36 条

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
37	寄宿手当は、受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給される。	○	適切である。	36条2項
38	傷病手当は、受給資格者が求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために継続して１５日以上職業に就くことができない場合に支給される。	○	適切である。なお、１５日未満である場合には、公共職業安定所に出頭できなかった理由を記載した証明書を提出することによって、基本手当の支給を受けることができる。 （法15条4項1号）	37条1項
39	６０歳以上の被保険者（短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者を除く。）が失業した場合には、高年齢求職者給付金が支給される。	×	６０歳以上ではなく、「６５歳以上」である。	37条の2第1項
40	高年齢求職者給付金は、高年齢被保険者が失業した場合において、離職の日以前1年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上であったときに支給される。	○	適切である。	37条の3第1項
41	算定基礎期間が1年未満の者に支給される高年齢求職者給付金の額は、原則として、高年齢受給資格者を雇用保険法第１５条第 1 項に規定する受給資格者とみなして算定した基本手当の日額に９０日を乗じて得た額である。	×	９０日ではなく、「３０日」である。	37条の4第1項

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
42	高年齢求職者給付金の支給を受けようとする高年齢受給資格者は、離職の日の翌日から起算して２年を経過する日までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上で、失業していることについての認定を受けなければならない。	×	２年ではなく、「１年」である。	37 条の 4 第 5 項
43	季節的に雇用されるもののうち、2 ヵ月以内の期間を定めて雇用される者又は１週間の所定労働時間が２０時間以上３０時間未満である者以外の者が失業した場合には、特例一時金が支給される。	×	2 ヵ月ではなく、「4 ヵ月」である。	38 条 1 項
44	特例一時金の額は、原則として、特例受給資格者を雇用保険法第１５条第１項に規定する受給資格者とみなして算定した基本手当の日額の３０日分（ただし、当分の間、４０日分）とされている。	○	適切である。 （附則 8 条）	40 条 1 項
45	特例一時金の支給を受けようとする特例受給資格者は、離職の日の翌日から起算して１年を経過する日までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした上で、失業していることについての認定を受けなければならない。	×	１年ではなく、「6 ヵ月」である。	40 条 3 項

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
46	日雇労働者とは、原則として、日々雇用される者又は３０日以内の期間を定めて雇用される者をいうとされている。	○	適切である。ただし、前２月の各月において１８日以上同一の事業主の適用事業に雇用された者及び同一の事業主の適用事業に継続して３１日以上雇用された者（日雇労働被保険者資格継続の認可を受けた者を除く。）は除かれている。	42 条
47	日雇労働被保険者となった者は、日雇労働被保険者に該当するに至った日から起算して１０日以内に、日雇労働被保険者資格取得届に住民票の写し又は住民票記載事項証明書を添えて、管轄の公共職業安定所長に提出しなければならない。	×	１０日以内ではなく、「５日以内」である。 （則 71 条１項）	43 条１項
48	日雇労働求職者給付金は、日雇労働被保険者が失業した場合において、その失業の日の属する月の前２月間に、その者について、印紙保険料が通算して２１日分以上納付されているときに支給される。	×	２１日分ではなく、「２６日分」である。	45 条
49	日雇労働被保険者が失業した場合において、日雇労働求職者給付金の支給を受けようとするときは、原則として、その者の選択する公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしなければならない。	○	適切である。 （則１条５項４号）	47 条

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
50	日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、公共職業安定所の紹介する業務に就くことを拒んだときは、原則として、その拒んだ日から起算して１０日間は、日雇労働求職者給付金は支給されない。	×	１０日間ではなく、「７日間」である。	52条1項
51	日雇労働求職者給付金の支給を受けることができる者が、偽りその他不正の行為により求職者給付又は就職促進給付の支給を受け、又は受けようとしたときは、原則として、その月及びその月の翌月から 3 ヵ月間は、日雇労働求職者給付金は支給されない。	○	適切である。ただし、やむを得ない理由がある場合には、全部又は一部を支給することができる。	52条3項
52	離職前の事業主に再び雇用された受給資格者には、就業促進手当は支給されない。	○	適切である。 （則 82 条 1 項 1 号）	56 条の 3 第 1 項
53	再就職手当を受給するためには、安定した職業に就いた日の前日における基本手当の支給残日数が、所定給付日数の 4 分の 1 以上残っている必要がある。	×	4 分の 1 以上ではなく、「3 分の 1」以上である。	56 条の 3 第 1 項 1 号
54	再就職手当を受給するためには、離職理由による給付制限を受けた場合において、待期期間満了後 3 ヵ月の期間内については、公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介により職業に就いたことが必要である。	×	3 ヵ月ではなく、「1 ヵ月」である。 （則 82 条 1 項 3 号）	56 条の 3 第 1 項 1 号

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
55	常用就職支度手当は、安定した職業に就いた受給資格者、高年齢受給資格者、特例受給資格者又は日雇受給資格者であって、身体障害者その他の就職が困難な者として厚生労働省令で定めるものが、一定の要件を満たした場合に支給される。	○	適切である。	56 条の 3 第 1 項 2 号
56	安定した職業に就いた日前３年以内の就職について、就業促進手当（就業手当を除く。）の支給を受けたことがある者については、再就職手当は支給されない。	○	適切である。 （則 82 条の 4）	56 条の 3 第 2 項
57	再就職手当の額は、原則として、基本手当日額に、支給残日数に相当する日数に１０分の６を乗じて得た数を乗じて得た額とされるが、早期再就職者にあっては、１０分の７を乗じて得た数を乗じて得た額とされている。	○	適切である。	56 条の 3 第 3 項 2 号
58	移転費は、受給資格者等が公共職業安定所又は職業紹介事業者等の紹介した職業に就くため、その住所又は居所を変更する場合において、公共職業安定所長が必要があると認めたときに支給されるが、公共職業訓練等を受ける場合は除かれている。	×	公共職業安定所長が指示した公共職業訓練等を受ける場合も対象となり得る。	58 条 1 項

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
59	教育訓練給付金は、教育訓練給付対象者が雇用の安定及び就職の促進を図るために必要な職業に関する教育訓練として厚生労働大臣が指定する教育訓練を受け、当該教育訓練を修了した場合において、支給要件期間が３年以上であるときに支給される。	○	適切である。ただし、当分の間、教育訓練給付対象者であって、初めて教育訓練給付金の支給を受けることとなるものについては、支給要件期間が１年（専門実践教育訓練の場合は２年）とされる暫定措置が設けられている。 （附則 11 条、則附則 24 条）	60 条の２第１項
60	教育訓練給付金の額は、教育訓練給付対象者が教育訓練の受講のために支払った費用の額に１００分の３０以上１００分の６０以下の範囲内において厚生労働省令で定める率を乗じて得た額とされている。	×	１００分の３０以上１００分の６０以下ではなく、「１００分の２０以上１００分の７０以下」である。	60 条の２第４項
61	一般教育訓練の受講開始日前１年以内に、キャリアコンサルタントが行うキャリアコンサルティングを受けた場合の費用についても、教育訓練給付金の支給の対象となる費用に含まれる。	○	適切である。 （則 101 条の２の６第２号）	60 条の２第４項
62	教育訓練給付対象者は、一般教育訓練に係る教育訓練給付金の支給を受けようとするときは、当該一般教育訓練を修了した日の翌日から起算して３ヵ月以内に、教育訓練給付金支給申請書を管轄の公共職業安定所長に提出しなければならない。	×	３ヵ月以内ではなく、「１ヵ月以内」である。 （則 101 条の２の 11）	60 条の２第４項

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
63	高年齢雇用継続基本給付金の支給にあたり、当該算定の対象となる賃金の額に、非行、疾病その他厚生労働省令で定める理由により支払を受けることができなかった賃金がある場合には、その支払を受けたものとみなして算定する。	○	適切である。これらの理由により賃金の額が低下したとしても、高年齢雇用継続基本給付金は支給されない。	61条1項
64	初めて高年齢雇用継続基本給付金の支給を受けようとする被保険者は、支給対象月の初日から起算して4ヵ月以内に、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に所定の申請書を提出しなければならない。	○	適切である。ただし、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。 （則101条の5第1項）	61条1項
65	高年齢雇用継続基本給付金に係る支給対象月とは、被保険者が６０歳に達した日の属する月から６５歳に達する月までの期間内にある月をいう、とされているが、必ずしもその月の初日から末日まで被保険者である必要はない。	×	「その月の初日から末日まで引き続いて被保険者であり、かつ、育児休業給付金又は介護休業給付金の支給を受けることができる休業をしなかった月」に限られている。	61条2項
66	高年齢雇用継続基本給付金の額は、支給対象月に支払われた賃金の額が、みなし賃金日額に３０を乗じて得た額の１００分の７５に相当する額未満であるときは、原則として、当該支給対象月に支払われた賃金の額に１００分の１５を乗じて得た額とされる。	×	１００分の７５ではなく、「１００分の６１」である。	61条5項1号

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
67	高年齢再就職給付金は、受給資格者の就職日の前日における基本手当の支給残日数が１２０日未満であるときは支給されない。	×	１２０日未満ではなく、「１００日」未満である。	61 条の 2 第 1 項
68	高年齢再就職給付金の支給を受けることができる者が、同一の就職につき、再就職手当の支給を受けたときは、高年齢再就職給付金は支給されず、高年齢再就職給付金の支給を受けたときは、再就職手当は支給されない。	○	適切である。	61 条の 2 第 4 項
69	育児休業給付金は、原則として、育児休業を開始した日前２年間に、みなし被保険者期間が通算して１２か月以上であったときに支給される。	○	適切である。	61 条の 4 第 1 項
70	初めて育児休業給付金の支給を受けようとする被保険者は、支給単位期間の初日から起算して４ヵ月以内に、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に所定の申請書を提出しなければならない。	×	４ヵ月以内ではなく、「４ヵ月を経過する日の属する月の末日まで」である。なお、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。 （則 101 条の 13 第 1 項）	61 条の 4 第 1 項
71	被保険者が、対象家族を介護するための休業をした場合において、一定の要件を満たせば、介護休業給付金の支給を受けることができるが、この対象家族に、被保険者の配偶者の父母は含まれない。	×	対象家族には、被保険者の配偶者、父母、子、祖父母、兄弟姉妹及び孫に加え、被保険者の「配偶者の父母」も含まれる。 （則 101 条の 17）	61 条の 6 第 1 項

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
72	介護休業給付金は、被保険者が、介護休業給付金の支給を受けたことがある場合において、同一の対象家族についてした介護休業ごとに、当該介護休業をした日から当該介護休業を終了した日までの日数を合算して得た日数が９３日に達した日後は支給されない。	○	適切である。	61 条の 6 第 6 項 2 号
73	介護休業給付金の支給を受けようとする被保険者は、介護休業を終了した日の翌日から起算して４ヵ月を経過する日の属する月の末日までに、事業主を経由してその事業所の所在地を管轄する公共職業安定所長に所定の申請書を提出しなければならない。	×	４ヵ月ではなく、「２ヵ月」を経過する日の属する月の末日までにである。なお、やむを得ない理由のため事業主を経由して当該申請書の提出を行うことが困難であるときは、事業主を経由しないで提出を行うことができる。 （則 101 条の 19 第 1 項）	61 条の 4 第 1 項
74	政府は、雇用機会を増大させる必要がある地域への事業所の移転により新たに労働者を雇い入れる事業主及び季節的に失業する者が多数居住する地域においてこれらの者を年間を通じて雇用する事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができるとされている。	○	適切である。	62 条 1 項 5 号
75	政府は、職業能力開発促進法に規定する有給教育訓練休暇を与える事業主に対して、必要な助成及び援助を行うことができるとされている。	○	適切である。	63 条 1 項 4 号

No.	問　題	答え	解　説	該当条文
76	雇用保険二事業による事業又は当該事業に係る施設は、被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しないものであっても被保険者以外の者に利用させることはできない。	×	被保険者等の利用に支障がなく、かつ、その利益を害しない限り、被保険者以外の者に利用させることができる。	65条
77	国庫は、求職者給付（高年齢求職者給付金を除く。）、雇用継続給付（高年齢雇用継続基本給付金及び高年齢再就職給付金を除く、）及び特定求職者に対する職業訓練受講給付金の支給に要する費用の一部を負担する。	○	適切である。	66条1項
78	就職促進給付及び教育訓練給付の支給に要する費用については、3分の1を国庫が負担する。	×	就職促進給付及び教育訓練給付の支給に要する費用については、国庫負担は行われない。	66条1項
79	被保険者となったこと又は被保険者でなくなったことの確認、失業等給付に関する処分又は不正受給に係る失業等給付の返還命令若しくは納付命令についての処分に不服がある者は、労働保険審査会に対して審査請求をすることができる。	×	労働保険審査会ではなく、「雇用保険審査官」である。なお、雇用保険審査官の決定に不服のある者は、労働保険審査会に対して再審査請求をすることができる。	69条1項
80	失業等給付の支給を受け、又はその返還を受ける権利及び返還命令等の規定により納付をすべきことを命ぜられた金額を徴収する権利は、これらを行使することができる時から3年を経過したときは、時効によって消滅する。	×	3年ではなく、「2年」である。	74条

＜2020 年合格目標＞
社会保険労務士試験対策（雇用保険法）　全問題と解答解説
令和 2 年 4 月 1 日　初版第一刷　発行

発　行　Good Job & Career（清新社会保険労務士事務所）
責任者　杉本真樹
東京都千代田区九段南一丁目５番６号　りそな九段ビル５F
https://www.goodjobandcareer.net/
info@goodjobandcareer.net

定価（本体 500 円＋税）